

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

「クリーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クリーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

クリーリング・オフの手続き手順(ハガキの場合)

1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。

2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。

4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

※電子媒体(電子メール等)でも同様の文面で通知できます。

通知書

次の契約を解除します。
契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社xxxx 口口営業所 担当者△△△△△
支払った代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。
令和〇〇年〇月〇日
横浜市〇区〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇

クリーリング・オフができる場合・期間など

詳しくは消費生活総合センターへ

クリーリング・オフ期間を過ぎていても、

専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。

困ったときは、お近くの消費生活総合センターにご相談ください。

横浜市消費生活総合センター

相談専用電話

045-845-6666

受付時間 平日 9:00~18:00

土・日 9:00~16:45

※祝日・休日、年末年始(12/29~1/3)はお休みです

各種教室のお問合せ

045-845-5640

展示・情報資料室

045-845-6604

消費生活総合センターって どんなところ?

消費者が商品を購入したりサービスを利用したときに生じる販売方法、契約、品質、価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、消費生活相談員がトラブル解決のための助言、あっせん(消費者が事業者と交渉する際の手助け)、情報提供などを行っています。

(本人だけでなく、家族やヘルパーなど周りの人からの通報や問合せも受け付けています。)

みんなで 高齢者の悪質商法被害防止には みまもるあにまる

関東甲信越ブロック
高齢者悪質商法被害防止
共同キャンペーン



それ本当に
無料なの??



みのがさざる
その広告
ちょっと見せて??



横浜市消費生活総合センター

変だな? 怪しいな! と思ったら

迷わず相談

045-845-6666



「おかしいな?」と思ったらすぐ相談!悪質商法を見逃さない!

点検商法



訪問購入 押し買い

「不用品の買い取り」のはずが、
強引に貴金属を買い取られた!



■売るつもりのない品物の売却を
迫られたら、きっぱりと断る。

! いったん品物を渡してしまうと、
取り戻すのは困難です。

接続回線の契約トラブル インターネット

「安くなる」はずが、
前より高額になった!



■事業者の説明をうのみにせず、
契約内容をしっかり確認する。

! 通信回線契約には、法律上の
クーリング・オフ制度はありません。

通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



見逃さないで!!

■SNSやネット上の情報や広告を安易に信用しない。
■購入・返品条件をよく確認する。
■ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショットで保存する。

! 通信販売には、法律上のクーリング・
オフ制度はありません。

電話勧誘トラブル 海産物の

「以前注文した方に特価で
ご案内」と強く勧められた!



■不要ならきっぱりと断る。
■一方的に商品が届いても、受け取り
を拒否し、代金は絶対に支払わない。

不架空 不当請求

身に覚えのない請求がきた!



■相手の電話番号に絶対に連絡しない。
■金銭を要求されても、絶対に支払
わない。

! SMS(ショートメッセージサービス)のほか、
はがきや封書を送りつける手口もあります。



●見慣れない契約書・請求書が ないか、困った様子がないか気にかける。